

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人山形県私学退職基金社団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山形県山形市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、山形県内における私学関係教職員の福祉を増進するために必要な事業を行うことにより、私立学校等における優秀な人材の確保を支援し、もって私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、教育文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の設置する学校等に常時勤務する校長、園長、教員、事務職員及びその他の職員並びに会員たる私学振興団体に常時勤務する職員(以下「教職員等」という。)に係る退職金の支給に必要な資金(以下「退職手当資金」という。)を会員に給付する事業
  - (2) 第1号の教職員等に対しての、資金の貸付を行う事業
  - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、業務方法書の定めるところによる。
  - 3 第1項の事業は、山形県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 会 員

(構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する山形県内に学校を設置する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に基づく学校法人、同法第64条第4項に基づく学校法人、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項第4号及び同条第2項第3号に基づく認定こども園を設置する社会福祉法人並びに理事会が認定する山形県内の私学振興団体に次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、会員になった時及び毎月、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除

名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)正当な事由がなく会費を1年以上滞納し、督促を受けても納入しないとき。
- (3)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 会員たる法人又は団体が解散(法人の会員にあっては、その設置する学校の閉鎖)したとき。

(会員の合併)

第12条 会員が合併しようとするときは、次の事項を記載した会員合併届けを当該合併の日の60日前までに関係会員が連名で理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)合併の期日
- (2)合併の方法
- (3)債権債務の継承
- (4)その他合併後の事務取扱上必要な事項

## 第4章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5)定款の変更
- (6)業務方法書の制定改廃
- (7)解散及び残余財産の処分
- (8)会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (9)その他この法人の運営の基本に関する事項

(開催)

第15条 会員総会は、定時会員総会として毎年度、会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、その会員総会において出席会員の中から選任する。

(議決権)

第18条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 業務方法書の制定改廃
    - (5) 解散
    - (6) 法令で定められた事項
    - (7) その他この法人の運営の基本に関する事項
  - 3 会員がやむを得ない事由のため、会員総会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
  - 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は、前項の議事録に記名押印をする。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 9名以上13名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を

有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び弁護士、公認会計士等資格を有する監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 運営委員会

(運営委員会)

第34条 この法人に理事長の諮問機関として、理事会の決議を経て運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の委員は、10人以内とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 運営委員会の運営、その他必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 補助金
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の管理及び運用)

第36条 この法人の資産は、善良な管理を基本として理事長が管理し、資金は必要最小限度の額を現金又は短期の預金として保有するほか、余裕資金は預貯金、有価証券等の保有等の

方法により安全かつ有利に運用しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号から第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 雑 則

(秘密の保持)

第44条 役員および使用人は、その職務上知り得た秘密事項を在職中及び退職後においても他に漏らしてはいけない。

(虚偽の排除)

第45条 会員がこの法人に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、すでに給付した退職手当資金を返還させ、又はその給付を停止することができる。

(調査等)

第46条 会費又は退職金に係る事項等について必要があると認める場合には、会員の帳簿書類等を調査し、又は必要な報告を求めることができる。

(審査の請求)

第47条 この法人の処分に対して不服のある会員は、不服申立ての事項を記載した文書をもって審査の請求をすることができる。

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、齋藤正典とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。